

(平成21年度支援)

原状回復事業事例：山梨県混合廃棄物事案

事案の類型	解体業者による自社物の過剰保管・不適正処理
事案の場所	山梨県大月市
行為者	山梨県大月市 A社 取締役 B
規模及び種類	投棄面積；1,952m ² 投棄量；約4,100m ³ 木くず、廃プラスチック類、がれき類等建設系混合廃棄物
支障のおそれ	野積みされた廃棄物が、周辺道路や隣接地、農業用水路へ飛散、流出崩落し、また、生じるおそれがある。
対策工の概要	飛散、崩落、流出防止措置として、廃棄物を、高さ1.5m以下、勾配1割5分に整形したうえで覆土した。整形により生じた廃棄物は、搬出した後に、木くず、コンクリートガラ、廃プラスチック等に選別したうえで、再利用及び埋立処分を行った。
除去した廃棄物の種類及び量	排出・処分量 1,112.6t
代執行費用	6,819,750円
支援した資金額	5,114,000円

代執行前



農地1

農地2

農地3



【事案概要】

行為者A社は、解体業を営む者であるが、自宅及び近隣3箇所の農地で不適正な処理を行った。

平成11年4月、市への苦情通報により建設廃材の過剰保管が発覚した。以後、県及び市がA社へ是正指導を行ったが、保管状況は改善されなかった。平成17年度には、廃棄物の長期放置や新たな搬入などが不法投棄に該当すると判断し、警察及び農林部局とも連携を図りながら対応したが改善は完了せず、さらなる廃棄物の搬入も行われた。

県は、山積みとなった廃棄物が隣地、農業用水路へ崩落、流出等し、生活環境の保全に支障が生じるおそれが生じたことから、平成18年7月、A社及び取締役Bへ措置命令を発出した。

その後、平成19年にA社から改善計画書が提出され、A社は取締役B自宅及び近隣農地1箇所の生活環境保全上の支障を除去したが、平成20年5月以降は、是正措置が講じられなかったため、行政代執行により、生活環境保全上の支障の除去を行った。

代執行後



農地1

農地2



農地3

